

# 只見線特別ツアー実施業務委託仕様書

## 第1 事業の目的

只見線の乗車と奥会津の体験・食事・宿泊等を組み合わせたツアー造成を促進し、只見線と奥会津のツアー需要に対応する。

また、会津全体への裨益が見込める企画の造成や、新たなコンテンツやターゲット等を狙った新規企画のツアーを造成し、奥会津の観光コンテンツ開発に向けた実証を行う。

## 第2 委託事業の内容

### 1 ツアー運営

只見線の乗車と奥会津の周遊を含むツアーを以下のとおり企画・造成・運営すること。

#### (1) 実施時期

契約締結日から令和9年3月まで

#### (2) 実施回数

年間6回以上

#### (3) 実施方法

実施するツアー本数のうち、半分は宮城県、山形県、新潟県等隣県を発着地としたツアーを催行させること。

また、委託者が企画内容や実施日の指定、ツアーの行程、及び価格設定等の確認を行うことがあるため、受託者はツアー実施前に都度委託者と協議の上実施内容を決定すること。

なお、現在想定している企画内容については以下のとおり。

- ・【企画】 八十里越峠開通を見据えた新潟県側からのツアー
- ・【企画】 会津地域を広域的に周遊する実証的なツアー
- ・【企画】 限定会員や鉄道ファンに向けた限定的なツアー
- ・【企画】 県管理区間を集中的に巡るツアー
- ・【企画】 非沿線地域を含む会津全域を堪能する周遊型ツアー

(上記は調整中の事項のため、変更となる可能性がある。)

#### (5) その他

ア ツアーの募集については、一般参加者を募ることを原則とする。

イ ツアー実施内容には、JR只見線の乗車を含むものとする。

ウ 列車内で企画を行う際は、受託者がJR東日本と調整すること。

エ ツアー実施に当たりお土産品等を提供する際は、参加者から徴収した旅行代金の範囲内で行い、原則地元企業等から調達し、地域の活性化を図ること。

オ ツアー募集に当たり、参加者に対しマスコミ取材が入る可能性があることの事前承諾を得たうえで申込みさせること。

カ 参加者から参加料を徴収すること。参加料は受託者の収入とし、参加料収入を見込んだ金額を積算すること。

キ 参加者に対するアンケート調査や、ツアー実績のデータ分析などを

実施し、今後のツアー造成に繋がる改善策などをまとめた報告書を作成すること。

## 2 プロモーションの実施

特別ツアーの募集に合わせ、実施旅行会社からの告知を含め様々な媒体を活用したプロモーションを行うこと。プロモーションの方法は提案要素とする。

## 第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材を使用してはならない。
- 2 進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。
- 5 本事業における特別ツアーの参加者募集を行う際には、「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と記載し周知すること。

## 第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内かつ令和9年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日